

刑法分野における「尊厳死」概念の生成
—— 1970～1980年代前半の「刑法総論・各論」の分析を中心に——

千葉科学大学非常勤講師 大谷いづみ
E-mail KHA00347@nifty.ne.jp

0. 本報告の概要

本報告では、1970年代～1980年代なかばにいたるまでの刑法教科書類（刑法総論・各論）における「安楽死・尊厳死」に関する記述の分析を通して、刑法分野において「尊厳死」概念がいかなる経緯で生成・発展していったかを検証し、それが日本の「尊厳死」言説誕生に与えた影響を考察する。

1. 日本における「尊厳死」の語の登場

① 日本における「尊厳死」の語の初登場：1978年4月1日朝日新聞夕刊1面

- ・カレン・アン・クインラン裁判ニュージャージー州最高裁判決を報じる記事。他誌は「安楽死」の語を使用。朝日新聞は、同年・翌年を通じて「尊厳死」の語を積極的に使用。
- ・その用法はおおむね「植物状態」からの人工呼吸器撤去。ただし、朝日内部でも矛盾と混乱が散見。
(大谷いづみ [2003d・2005a] を参照)
- ・他誌が「尊厳死」の語を一斉に用いるのは、1983年3月、米国大統領委員会報告書の報道に際して。
(大谷いづみ [2004c] を参照)

資料1 「尊厳死」：朝日新聞登場時の切り分け

①朝日新聞 1976.4.1 夕刊1面

「従来から「安楽死」と呼ばれてきたものと、こんどアメリカの州最高裁が認めた「尊厳死」とは、本質的な違いがある。「安楽死」は患者本人が病気の苦しみや激痛から一刻も早く解放されたいために「殺して欲しい」と医師や近親者に頼むか、周りの人たちが患者の苦痛を見かねて殺すのだが、カレンさんの場合、本人はすでに意識を完全に失っていて、本人には苦しみも激痛もまったくくない。ただ、近親者たちが、回復不能と判断し「やせ衰えて見苦しくなる前に厳かに死なせたい」と希望して死を執行しようというもの。「安楽死」と区別して「尊厳死」と呼ぶのが適当。」

②朝日新聞 1976.4.1 夕刊社会面 解説

「ふつう、安楽死という場合、がんの末期などで、絶望的な死の床にあり、非常に苦しんでいる場合、患者の希望で麻酔剤などを使って生命を絶つ場合と、脳卒中などで意識を失いながら、人工生命維持装置で生きている「植物人間」に対して、患者の家族の希望や意識のはっきりしていたときの患者の要望に従って、装置のスイッチを切る場合とがある。植物人間の場合は、安楽死と区別して「尊厳死」などとも呼ばれている。」

③朝日新聞 1976.4.2 朝刊

	意識	苦痛	死の希望	だれの安楽	問題点	なすべきこと
安楽死	○	○	○	患者	患者の希望の確認 回復不能の判定	苦痛軽減法の開発
尊厳死	×	×	×	家族	回復不能の判定	意識回復法の開発 家族の負担の軽減
辞退死	×	×	△	家族	患者の希望の確認 回復不能の判定	意識回復法の開発 家族の負担の軽減

(木村繁，朝日新聞，1976.4.2 より)

2. 法分野への「尊厳死」の導入

① マスコミ報道全般の趨勢より「早い」導入・定着。

- ・カレン判決と報道直後から「尊厳死」の語が導入
 - 共通項①力点の変化「苦痛の除去」から「尊厳（威厳）を保つ」
 - ②末期ではない不治の患者の生命維持を問題化
- 言葉の定義の曖昧さ
 - ・人工呼吸器／生命維持装置／人工蘇生術
 - ・脳死／植物状態，不治／末期
 - ・本人の意思の有無
- ・米「死ぬ権利」運動と関連した叙述
 - 米で「death with dignity」が登場した背景を記述
 - 言葉の曖昧さや拡張性（特に老人への）について触れる
 - 米国「死ぬ権利」運動との関係抜きでの叙述 → 刑法教科書類・入門書に多い記述
 - 断定的で細部の検討が未成熟

資料2 法分野における「尊厳死」の登場

①本文中の登場

- ・宮野彬 19760701 「「死ぬ権利」とアメリカでの安楽死判決」『書齋の窓』254: 12-17.
- ・福田雅章 19760701 「安楽死と医療の倫理」『書齋の窓』254: 18-22.
- ・唄孝一 19760701 「解題・カレン事件——シュピリア・コートの場合」『ジュリスト』616: 58-76.

②刑法の教科書本文への登場

- ・藤木英雄 19761230 『刑法講義各論』弘文堂.

③法学雑誌論文のタイトルへの登場

- ・宮野彬 19770601・0615 「アメリカにおける尊厳死の立法化傾向 上・下」『ジュリスト』640・641.

④法学雑誌の概論タイトルへの登場

- ・宮野彬 19771105 「安楽死・尊厳死」『増刊ジュリスト（刑法の争点）』

⑤刑法の教科書タイトルへの登場

- ・金沢文雄 19780425 「安楽死・尊厳死」西原・藤木・森下編『刑法学2（総論の重要問題ⅠⅠ）』:97-109.

⑥法哲学者による概説書

- ・阿南成一 19770930 『安楽死』弘文堂.

資料3 刑法総論・各論への「尊厳死」の導入

- ・藤木英雄 19761230 『刑法講義各論』弘文堂.
- ・西原春夫 19770418 『刑法総論』成文堂.
- ・斉藤誠二 19780920 『刑法講義各論Ⅰ』多賀出版.
- ・団藤重光 19790430 『刑法綱要総論 改訂版』創文社.
- ・内藤謙 198402-06 『法学教室』「刑法講義」連載「安楽死・尊厳死（1）～（3）」。
- ・大谷實 19860401 『刑法講義総論』成文堂.

② 刑法総論・各論における「尊厳死」の記述

- ・カレン・アン・クインラン・ケースを前提とした「＜植物人間＞の生命維持の中断」
- ・最初期（藤木 [197612]・西原 [197704]）：簡略で断定的な記述
- ・＜植物人間＞→脳死者－PVS（遷延性意識障害）
 - 「苦痛の除去（のための死）」から「尊厳の保持（のための死）」へ

→「生命の終結」から「ありうべきでない生の解除」へ

・教科書記述の変化

(斎藤 [1978 → 1979], 団藤 [1979 → 1985], 大谷實 [1986 → 1988 → 1994])

※日本における「安楽死・尊厳死」をとりまく状況の変化を反映

・米国の「死ぬ権利」運動への言及なし

資料4 刑法総論・各論における「尊厳死」の記述

■藤木英雄 19761230『刑法講義各論』弘文堂

(3) 行為 自然の死期に先立って人の生命を絶つことである。たとえ数分後に死が確実だといえる場合でも、臨終の苦痛を和らげる医療行為とはみられない加害行為をし、それが死を促進したときには、殺人となる。ただ、安楽死と関連して生ずる問題であるが、死期の切迫した患者の苦痛を緩和するためにやや多量の鎮痛剤を投与し結果的に死期を早める程度のことは、殺人とはいえないであろう。また、生命伸長術(人工呼吸など)を停止することも、すでに自然の死期が到来した患者が辛うじて生命維持装置により生命を保っており、回復の見込みなく、人間としての尊厳を保った生存状態とはいえなくなった状態で、生前からの患者の意思に基づき、あるいは近親者の意思に基づいて医療を停止することは、人道にかなった処置といえる限度で殺人の観念には含まれない(いわゆる尊厳死)というべきであろう。不作為による殺人、被害者自身の行為を解しての殺人も、殺害手段として可能である。たとえば、毒薬を医薬と偽って服用させ、脅迫・欺罔により自殺させ、あるいは、自殺の意味を理解せず自己の命令には何でも服従する者に縊首させる(最判昭和27年2月21日判集6巻2号275頁)等の例が考えられる。

(藤木 1976: 191)

★ 19751130 刊行の『刑法講義総論』(弘文堂)には、「安楽死」に関する記述はあるが、「尊厳死」あるいは医療停止に関する記述はない。

■西原春夫 19770418『刑法総論』成文堂

最近関心の高まった「尊厳死」、すなわち単にいわゆる植物人間の状態を継続させるにすぎない生命維持装置をとりはずしてこれを死亡させる行為については、事前に真摯にもとづく嘱託があり、かつ回復の見込が皆無である場合には、やはり違法性の阻却を認めるべきであろう。それ以外の場合には違法性は排除されないが、安楽死の場合と同様期待不可能の故による責任阻却の認められる余地はある。

(西原 1977: 237)

■齊藤誠二 19780920『刑法講義各論I』多賀出版

[尊厳死と辞退死] 尊厳死とか辞退死とかいう言葉は、まだそれほどポピュラーな言葉ではない。

(1) 尊厳死 最近、脳血管の障害や交通事故などによる頭部の外傷や脳腫瘍などのために、脳の機能に障害が生じ意識をなくし回復ができないような状態になっており植物化している患者(遷延性の昏睡状態の患者が多い)に取りつけられているレスピレーター(人工呼吸器)などの生命維持装置を取りはずしてもよいのか(人工蘇生術を中断してもよいのか)、という問題が議論されている。これが「尊厳死」の問題と呼ばれている問題である。[…]

この問題の場合には、その患者があらかじめ(そういう状態になるまえに)嘱託をしていた場合と、嘱託をしていなかった場合とがあるが、嘱託をしていた場合には、嘱託殺人になるのかということが問題になり、それがなかった場合には、殺人罪になるのかということが問題になる、といわれている。」123

(2) 辞退死 最近、死期の差し迫っている老人の患者に現代の医療をつかって、いたずらにその死期を引き延すよりは、むしろ無用な処置をやめて、死が自然にもたらされるようにしてもよいのではないのか、という問題も議論されるようになってきている。

(斎藤 1978: 124)

間接的安楽死という言葉は、わが国ではポピュラーなものではないが、西ドイツでは、ポピュラーな言葉である。わが国では、これを消極的安楽死と呼ぼうという人もいるが(内田)、妥当ではない。①最近の安楽死をめぐる世間での議論は不作為による安楽死を消極的安楽死と呼ぶことがかなり一般的になっているし、また、第四のパターンを西ドイツで間接的安楽死と呼んでいるのはかなりこの実体を突いているも

のだと思われるからである。

(斎藤 1978: 129)

■ 団藤重光 19790430『刑法綱要総論 改訂版』創文社。

(三)「安楽死 (オイタナジー Euthanasie; euthanasia; mercy killing) ないし尊厳死 (death with dignity) (205p)

[...] ことに、近年における医学のいちじるしい進歩とともに植物人間の問題、それにとまって尊厳死の問題——が現れて、事柄は格別に深刻になって来た。これは一方では医学的・技術的な問題および医の倫理の問題に関連するとともに、他方では——人間の生命の尊厳に関するものであるだけに——世界観や宗教につながる根本問題を含んでいる。 [...]

[...] カレン事件において、人工呼吸器を取りはずすことの可否が安楽死ないし尊厳死の問題として扱われたのは、当然のことであった (実はカレンは脳死でさえもなかった)。このような事案では、安楽死について前述したような、死期が確実に目前に切迫しているという標準じたいが無意味である。ここでは苦痛の回避でなく尊厳の保持が問題の要点となるのであって、その意味で、尊厳死の問題は安楽死の問題とは、かなり本質的に論点を異にするものといわなければならない。個人の尊厳は憲法の基本的人権に関する諸規定から認められるのであり、尊厳をもって生きる権利と同様に尊厳をもって死ぬ権利といったものを認めることも不可能では (208p) ないかも知れないが、そのことから簡単に尊厳死の問題を肯定的に解することはできない。ことに「生者の意思」といったものによって、生きる権利を一定の要件のもとに事前に放棄することは、法的には容認することができないと思う。 [...] ただ、違法性は前述のとおり法秩序全体の精神の問題であって社会意識と不可分であるから、もし将来において、尊厳死が一般の社会通念として是認される時代が到来すれば、それはおのずから別論である。

(団藤 1979: 205, 209)

★ 1976年の『刑法綱要総論』には尊厳死の記述なし。

■ 団藤重光 19851020『刑法綱要各論 改訂版』創文社, 386-396

第三編 個人的法益に対する罪 第一章 生命・身体に対する罪

二 自殺関与罪・承諾殺人罪——安楽死・尊厳死の問題 (386-396)

おもうに、個人の尊厳は憲法の基本的人権に関する諸規定から認められるのであり、尊厳をもって生きる権利と同様に、尊厳をもって死ぬ権利といったものを認めることも不可能ではないかも知れない。しかし、そのことから簡単に尊厳死の問題を肯定的に解することはできない。もともと人間の尊厳は、本質的には、生理的・身体的なものを超える人格的価値であって、死の際の外部的な状況によって左右されるものではないが、そのことはここではしばらく措く。「尊厳をもって死ぬ権利」というのは、たとえば、わずかの延命のための異常な処置などはとってほしくないという種類の卑近な意味であろう。これは本人の側からいえば、自分で決定しうることであるが、それは能力のある者が事態を十分に理解した上での決定でなければならない。「生者の意思」といったものも、所詮は違法性判断の一資料にとどまるとおもう。のみならず、実際の医療の場に直面しては、「尊厳死」ということばは「空虚なレトリック」にすぎないとするアメリカ大統領諮問委員会の痛烈な批判もあることを、無視することはできないのである。

(団藤 1985: 394)

■ 大谷實 19860401『刑法講義総論』成文堂。

尊厳死は、第一に苦痛があらわれないという点、第二に患者の囑託が不可能な点、第三に死期が切迫しているとはいえない点で安楽死と質的に異なる。

尊厳死が囑託殺人の問題として登場したのは、患者が正常時に示した「品位ある死」を選択する意思 (living will ——生前遺言) の尊重、および残された意識喪失状態にある「生命」と品位をもって「死ぬ」こととの比較衡量が、安楽死に準じた法的処理を許し、違法性阻却事由になりうると考えられたことからである。 [...] しかし、本人の意思によるとはいえ、生きる権利を一定の (286p) 要件のもとに事前に放棄することを法的に肯認すれば、かえって個人の尊厳を侵害することにならないだろうか。 [...] 立法によって生前遺言にもとづく尊厳死を許すことは、生命の保護という法秩序の要請に反するものというべきである。

(大谷 1985: 287)

3. 刑法教科書類への「尊厳・死」の語の導入にあたって

① 安楽死法制化運動との関係

- ・「尊厳死」という用語をめぐる「ねじれ」
the Right to die with dignity, dying in dignity etc.
→太田典礼・安楽死協会の訳語：「品位ある死」
朝日新聞の「尊厳死」という訳語を非難
→刑法学者宮野彬：「厳かな死」「威厳をもって死ぬこと」
→「阻止する会」の松田道雄：「威厳ある死」
- ・安楽死協会・法制化運動と刑法学界との人的交流
- ・日本安楽死協会の「変容」
運動方針転換（1981）
原則として積極的安楽死を否定し消極的安楽死の推進（思想の普及と法制化）を明示。
自殺の自由は認めるが自殺の推奨はしない。
日本尊厳死協会へと会名改称（1983）

資料5 会名改称にあたって

極端な例として「安楽死」といえば積極的安楽死のこと、消極的安楽死は「尊厳死」というと勝手に決めてしまっ、て、「安楽死には反対だが尊厳死には賛成」というような人もいるくらいです。当協会は学会ではなく、社会運動の会でありますから、「安楽死」と「尊厳死」とどちらの表現が正しいか、誤っているかという議論は問題にはなりません。消極的安楽死の思想を普及させるためには、『どちらの表現が正しいか誤りか』ではなく、その時その時の内外の情勢を考えて運動に有利な表現を採用すればよいわけであり、ます。今回の改称はあくまで今日の情勢への対応に過ぎません。

（太田典礼 1983.6.28）

② アメリカ他の「死ぬ権利」運動との「ねじれ」

- ・1970年代前半
living will の普及と大衆啓蒙活動
「尊厳死法」（積極的安楽死含む）法制化運動
- ・1976 カレン・アン・クィンラン判決
- ・1980年代前半～ 自発的積極的安楽死の合法化
（生命維持治療・栄養補給の停止をめぐる裁判）
- ・1976以降、各州で順次、生命維持治療の停止を可能にする法制定
事前指示書（living will 含む）の法制化→「患者の自己決定権法」（90）
→「尊厳死」法？
- ・1990年代～ 自発的積極的安楽死・医師幫助自殺を合法化する法案の提出と住民投票
ワシントン（91）・カリフォルニア（92）・オレゴン（94, 97）・メイン（2000）

4. 法分野・刑法教科書類の「尊厳死」の語りの意味

- ①「尊厳死」と名指される行為の犯罪性の有無が問題になる。
→法分野における「語り」は、道徳的規範性をともなう。
- ②<学>としての権威を持つ
→オーソライズされた<知>として参照される。
→ジャーナリズムと教育に参照される。
→世間（一般市民／子ども・若者）への「啓蒙」的役割を果たす。

5. 「尊厳・死」という語りのポリティクス → 「安楽死」から「尊厳死」へ
- ・「死にまさる苦痛の除去（のための死）」から「尊厳の保持（のための死）」へ
 - ・「生命の（人為的）終結」から「ありうべきでない生の（自然な???）解除」へ
- ↓
- ・「自分らしい，人間らしい，尊厳ある死」の言説の誕生へ

■本報告に関連する近年の拙稿

- 大谷いづみ 2002a 「生と死の語り方——「わたしたち」の物語を紡ぐ」上越教育大学大学院学校教育科修士論文（私家版，目次・図表目次 10p，本文 250p(750 枚)，参考文献 29p，図表 66 点，別冊資料）。
- _____ 2002b 「『安楽死・尊厳死』論の現在」『都倫研紀要』40:72-80.
- _____ 2003a 「アメリカ合衆国における『安楽死・尊厳死』の現在と『死を学ぶ教育』の課題」『公民教育研究』10:1-17.
- _____ 2003b 「アメリカにおける『死の要請』の推移：『尊厳死』の登場——生命倫理教育／デス＝エデュケーションのための研究ノート」『都倫研紀要』41:90-102.
- _____ 2003c 「アメリカにおける『死の要請』の推移：『安楽死』から『合理的自殺』へ——生命倫理教育／デス＝エデュケーションのための研究ノート」『東京学芸大学附属学校研究紀要』30:137-147.
- _____ 2003d 「『いのちの教育』に隠されてしまうこと——『尊厳死』言説をめぐる」『現代思想』（特集 争点としての生命）2003-11(31-13):180-197.
- _____ 2004a 「『尊厳死』言説の誕生——1960年代以降のマスコミ報道を中心に」立命館大学大学院先端総合学術研究科博士予備論文（表紙，本文 27p(98 枚)，引用文献 3p，表 4 点）。
- _____ 2004b 「生と死の教育」『現代思想』（特集 教育の危機）2004-4(32-14):142-157.
- _____ 2004c 「『尊厳死』言説の誕生」『現代思想』2004-11(32-14):142-152.
- _____ 2005a 「『いのちの教育』に隠されてしまうこと——「尊厳死」言説をめぐる」松原洋子・小泉義之 編『生命の臨界——争点としての生命』人文書院 91-127.
- _____ 2005b 「問いを育む」（聞き手 松原洋子・小泉義之）松原洋子・小泉義之 編『生命の臨界——争点としての生命』人文書院 128-155.
- _____ 2005c 「太田典礼小論——安楽死思想の彼岸と此岸」『死生学研究』（東京大学大学院人文社会系研究科）第 5 号 99-122.（全文が <http://www.arsvi.com/2005/0503oi.htm> に掲載されている）
- _____ 2005d, 「生と死の教育」のポリティクス——「生と死の語り方」を再考する（東京大学 21 世紀 COE 「生命の文化・価値をめぐる死生学の構築」シンポジウム「死生観とケアの現場」第一部「死生のケア・教育・文化の課題」報告）『死生学研究』5: 199-206.
- _____ 2005e, 「1960-70 年代の「安楽死」論と反対論が示唆するもの——「しののめ」誌と「青い芝の会」による障害者からの異議申し立てを中心に」第 2 回障害学会（2005.9.18/19 於：関西大学）発表レジュメ・資料.
- _____ 2005f, 「生と死の語り方——「生と死の教育」を組み替えるために」川本隆史編 2005 『ケアの社会倫理学——医療・看護・介護・教育をつなぐ』有斐閣, 333-362.
- _____ 2005g, 「マーサ・ベック著『あなたを産んでよかった』——障害をもつ子の出生とともに，自らを生み直す，障害をもつ子の親の物語（文学の中の障害者像）」『月刊ノーマライゼーション』2005-10[291]: 46-48.
- _____ 2006, 「「市民的自由」としての死の選択——松田道雄の「死の自己決定」論」『思想』2006-1[981]: 101-118.

■本報告に関連して今年度発表予定の報告（エントリー中のもの，又は考慮中のもの）

- ・「法学専門誌における「尊厳死」概念生成期の議論（仮）」（第 18 回日本生命倫理学会）
- ・「1970 年代の法分野における米国の death with dignity 概念の翻訳導入をめぐる問題（仮）」（第 25 回日本医学哲学倫理学会）